

## 対人地雷禁止条約第3回プレッジング会合

### 堀井学政務官ステートメント（仮訳）

アフガニスタン・イスラム共和国行政長官 アブドゥラ・アブドゥラ閣下、  
駐スイス連邦及び在ジュネーブ国際連合アフガニスタン代表部大使 スラヤ・ダリル閣下、  
ご列席の皆様、

まず初めに、アフガニスタンの対人地雷禁止条約第17回締約国会議議長国への就任に対しお祝い申し上げますとともに、この第3回プレッジング会合を主催した貴大使のイニシアティブを歓迎いたします。この機会に、我が国は2018年度予算で7万5,539スイス・フランを拠出すべく、所要の国内手続を行っているところであることを表明いたします。

2017年には対人地雷禁止条約が成立してから、20周年を迎えました。締約国や関係機関の努力により、これまで条約はすばらしい成果をあげてきました。

その一方で、我々が掲げる2025年までに地雷のない世界を実現するとの重要な目標を達成するためには、未だ多くの課題が残されています。

条約の締約国数は、164か国・地域に達しています。しかし、対人地雷の大量保有国・大量生産国が未だ条約を締結しておりません。地雷除去については、現在30の締約国が除去作業を完了しました。その一方で、同数以上の国が、期限を延長しながら引き続き除去作業に取り組んでいます。締約国によって、合計で5,100万個以上の貯蔵弾が廃棄されました。被害者支援を含む国際協力プロジェクトを通して、ドナー国と被害国のパートナーシップは強化されました。しかし、対人地雷は紛争地域でいまだ使用されており、2016年の年間被害者数は2000年以降最も増加しているとの報告がなされています。

我が国は、これらの課題に対処するために履行支援ユニットが果たす役割を重視しており、2015年度以降その経費を拠出して参りました。今般、履行支援ユニット経費として新たに、2018年度予算で追加的に7万5,539スイス・フランを拠出すべく、所要の国内手続を行っているところであることを表明いたします。我が国の拠出が、地雷のない世界の実現という目標に向かって効果的に使用されることを大いに期待しています。

議長、

我が国は、1997年12月3日に本条約に署名して以来、その着実な履行に取り組んできました。

なかでも国際協力は、人道主義・開発・人間の安全保障の観点からも重視しており、2016年度には、地雷・不発弾の除去、被害者支援、危険回避教育等の様々なプロジェクト実施のため、4,000万米ドル超の支援を実施しました。過去5年間の日本の地雷・不発弾対策分野における支援の総額は、約2億4,000万米ドルに上ります。

2014年に開催された第3回検討会議において、日本は以下①深刻な地雷・不発弾被害を受けている国の除去活動の継続的な支援、②地域協力・南南協力の推進、③地雷・不発弾被害者に対する包括的な被害者支援、に対する包括的な被害者支援の3点を表明し、積極的支援を行う姿勢を表明しました。我が国は、引き続き国際協力・支援に積極的な役割を果たしていく所存です。

それに加えて、我が国は普遍化、特にアジア大洋州地域の普遍化促進を大変重視しています。我が国は、同地域における普遍的な受容が重要であると認識しているところ、今後とも非締約国への呼びかけを継続していく所存です。

議長、

2025年までに地雷のない世界を実現するとの目標達成は、決して容易ではありません。しかし、我が国は今後も、対人地雷によって引き起こされる苦痛や犠牲を終わらせることを目指して、締約国をはじめとする国際社会、国際機関、NGOと協力して参ります。

ご清聴ありがとうございました。

(了)